

○東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会規則

〔 昭和32年2月8日 〕
制 定

改正 昭和48年4月1日 昭和51年1月7日
昭和55年11月27日 昭和63年6月9日
平成13年3月27日 平成19年3月22日
平成20年10月17日 平成25年10月24日
平成27年3月26日 平成31年3月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校校則第6条の規定に基づき、東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、運営に関する重要な事項に関すること。
- (2) 入学試験に関すること。
- (3) 教員の人事に関すること。
- (4) 評価に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属音楽高等学校長
- (2) 附属音楽高等学校副校長
- (3) 附属音楽高等学校主幹教諭
- (4) 附属音楽高等学校教諭から選出された者 3名
- (5) 別表に定める音楽学部の学科主任

2 委員は、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、附属音楽高等学校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は委員の3分の2以上の出席によって成立する。

2 可決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その

意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会で審議した事項を音楽学部教授会に報告し、承認を得るものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、音楽学部事務部において処理する。

附 則 (抄)

この規則は、昭和32年2月8日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年1月7日から施行する。

附 則

この規則は、昭和55年11月27日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年6月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表

作 曲
声 楽
ピアノ
オルガン及び古楽
弦 楽
管打楽
室内楽
指 揮
邦 楽
楽 理
音楽教育
ソルフェージュ
言語芸術
音楽環境創造